＜交付申請から実績報告までの流れ＞ 配分戸数5戸の場合

※この部分について、以下のとおり修正させていただきます。

「想定される手続きの例」

別　添

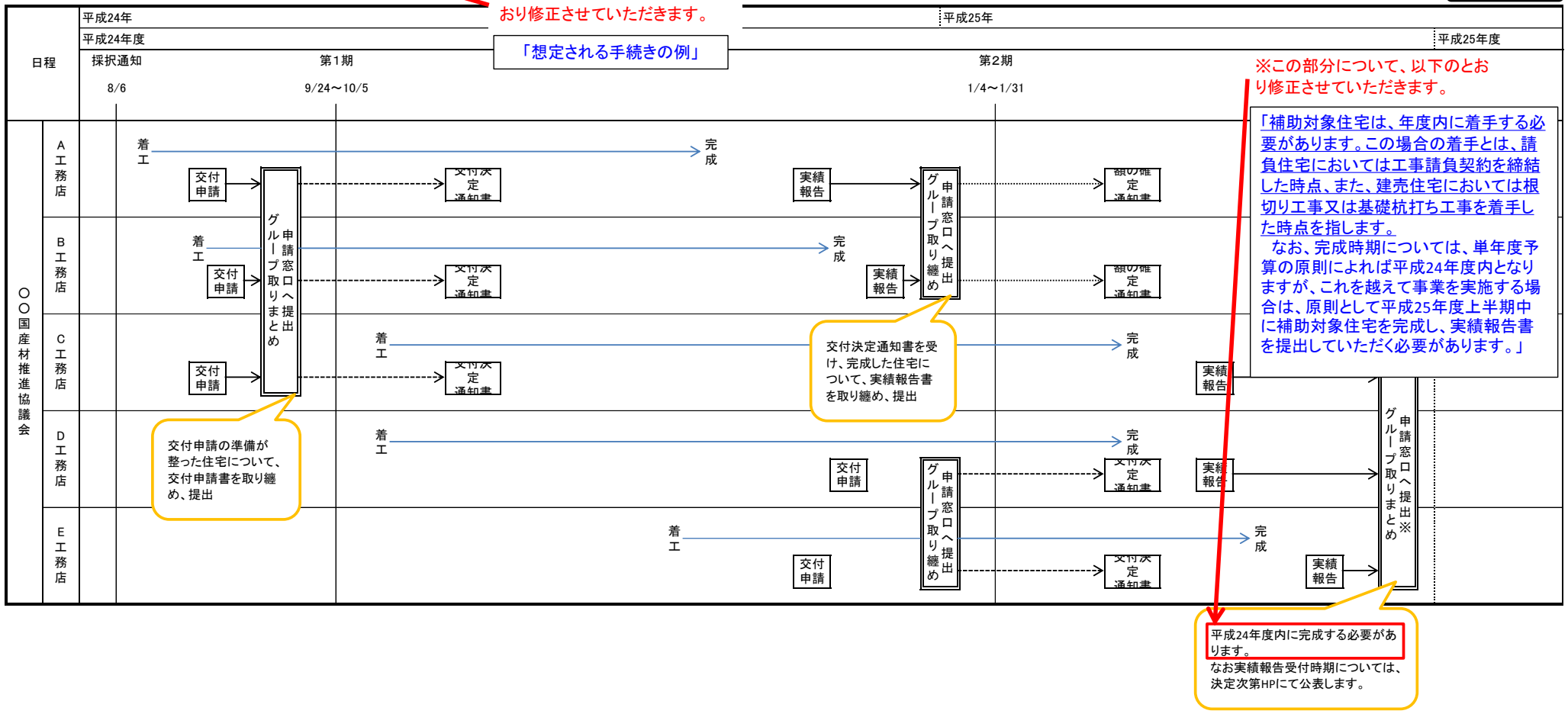


※この部分について、以下のとおり修正させていただきます。

「補助対象住宅は、年度内に着手する必要があります。この場合の着手とは、請負住宅においては工事請負契約を締結した時点、また、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事を着手した時点を指します。

なお、完成時期については、単年度予算の原則によれば平成24年度内となりますが、これを越えて事業を実施する場合は、原則として平成25年度上半期中に補助対象住宅を完成し、実績報告書を提出していただく必要があります。」

平成24年度内に完成する必要があります。
なお実績報告受付時期については、決定次第HPにて公表します。

資料４